

第5回審議会終了後にいただいた素案へのご意見等及び対する考え方等について

該当ページ 第5回素案 (第6回素案)	意見等項目	ご意見等	考え方・対応について
1	48 (51) 福祉委員活動 取組自治会数 (団体)	基本施策「地域福祉活動の担い手の育成」における<目標値>のうち、「福祉委員活動取組自治会数(団体)」の「現状(令和4年)」が「228」に対して、「目標値」が「令和6年」「224」と減っているのはなぜか。	令和6年から令和8年の目標値は、上位計画である「地域福祉計画」68ページに掲載している「福祉委員支援事業」について、進捗管理における指標値に準拠して記載しています。令和4年の実績値は、取組の成果として目標値220よりも多くなったため、差が生じているものです。地域福祉計画との整合性を保つため、現状記載のとおりとします。
2	68 (74) 介護・福祉人 材確保に向け た支援	介護・福祉人材確保に向けた支援で、次世代の育成は大変大事だと思いますが、目標値はどのように決めましたか。	中学校・義務教育学校の総数が市内に11校となっています。学校の選択カリキュラムとして実施されているため約3割の学校での取組みを目標とするものです。
3	- 介護サービス 等の用語	介護サービス等の用語を理解するにあたり、用語解説集はありますか。	第8期ゴールドプランに介護サービスの内容や用語について、記載がありますのでご参考としていただきますようお願いいたします。また、第9期ゴールドプランにおいても、介護サービスの内容や用語集を組み込むことを想定しております。
4	68 (74) 介護人材の確 保について	「介護福祉士」資格所有者の処遇・位置づけの明確化 介護現場における介護職員が目指す方向の明確化 (資格取得などキャリアアップ) 介護現場の方が資格取得を目指す支援 - 介護職員が憧れる「介護福祉士」 - カリキュラム内容などの介護現場の方が理解しないと、「介護福祉士」の専門性への認識が広がらず、資格取得者の位置づけが明確にならない。	介護事業所に対して行う研修会等において、各種テーマを選定しながら実施しております。その中で、介護職員のキャリアに対する周知についても行う予定としています。また、キャリアアップに対する支援策についても記載をします。
5	48 (51) 生活支援関連	素案P48(P51)「生活支援体制整備の推進」、P50(P53)「高齢者の生活環境の充実」、P59(P63)「自立生活支援サービスの確保」について、地域の支え合い活動のボランティア団体活動を実施されている地域と団体数について教示いただきたい。	市街地、六荘地区、西黒田地区、神田地区、下草野地区、虎姫地区、余呉地区、西浅井地区の合計8団体、8地区で活動されています。
6	48(51) 50(53) 59(63) 生活支援関連 (P.48,50 (P.51,53), 在宅福祉サ ービス(p.59 (p.63)	素案P48(P51)「生活支援体制整備の推進」、P50(P53)「高齢者の生活環境の充実」、P59(P63)「自立生活支援サービスの確保」について、地域の支え合い活動として「買い物支援」の取り組みが地域で進められている。「病院への送迎」についても特に中山間地域を始め地域ニーズも高いと思われるため、地域の支援関係者等と検討を行う必要があると思います。	生活コーディネーターや地域の関係者と地域のニーズや資源の状況を整理し、地域の実情に応じた支援を検討していきます。

該当ページ 第5回素案 (第6回素案)	意見等項目	ご意見等	考え方・対応について
7	50(54) デジタル活用	<p>素案p50(p54)「日常生活でのデジタル活用の促進」について、お薬手帳の電子化や、薬局への処方せんの送信手段も、FAXから今後は電子送信となり、将来的には電子処方せんへの移行も想定されているなど、お薬に関する各種手続きも、スマートフォンを使っての電子化が進んでいる。スマートフォンを使える世代が増えてきているが、まだ不慣れな方もおられるため、この取組をさらに進めていくことが望ましいと思います。</p>	<p>日常的にスマートフォンを使う機会を増やす、またより生活に密着し、自身の健康づくりに活用できるような取組となるよう進めているところで、今後も、スマートフォン教室で扱う内容、アプリ等について、より身近に活用していただくことの視点を持って検討し、取組を進めていきます。</p>
8	57(61) 61(65) 介護予防	<p>素案P57(P61)「健康づくり・介護予防の取組みへの支援」およびP61(P65)「地域包括支援センターの充実」について、要介護状態や入院の要因として転倒骨折が上位にあり適切なリハビリテーション等を行い重症化予防を促す必要があります。地域包括支援センターは介護予防の視点を踏まえ必要な人への予防給付の認定申請を促す必要があると考えます。</p>	<p>介護予防が必要な人でサービス未利用者については、地域包括支援センターが必要な場合は訪問や電話等により本人の状態を確認させていただき支援を行っています。また、今後も、重症化予防に向けて適切な予防給付による支援を促していけるように各地域包括支援センター等による周知啓発を進めます。</p>